

法人化スケジュール（17.02.末現在）

番号	新 法 人	日 付	新法人移行に必要な事項
01		17.02.10	理事会 法人化の件決定。
	会員への周知徹底		第 87 回学術総会における評議員会・総会で、任意団体から社団法人化へ移行することを提案する。具体的には、①新法人創設と定款の件、②新法人役員の件、③新法人の設立時点で現任意団体を解散し清算に入る点、④会員の新法人への移行、⑤代議員選挙、に関し、評議委員会・総会で審議することを会員メールで周知。
02	宮崎での会務総会で決定されれば・・・	17.3.27	理事会で最終的な詰め。総会で上記 5 点に基づき法人化を進める。
	設立時会員・理事・監事の印鑑証明書等を徴求	17.4 月中	新法人役員による書類の準備
03	設立準備 定款作成		
04	公証人による定款認証	17.5 月	総会兼旧理事会（以下、合同理事会とよぶ）
05	法人設立登記申請（法人成立日） 成立後、定款変更、電磁的方法の詳細決定	17.6 月	
06	旧会員の入会	17.6 月	新法人への会員移行
07			旧法人の解散
08			

09			
10	旧団体の残余財産引継ぎ		残余財産の新法人への引継ぎ
11	合同理事会	17 年 9 月	法人理事会＋旧理事会 選挙人と被選挙人の確定
12	代議員の選任選挙	17.11.○	
13			
14	第 1 期決算期終了日	17.12.31	
15	合同理事会	18 年 1 月	決算 代議員選挙結果の承認と就任の確認 理事会による役員選挙の規定作成
16	定時社員総会（代議員による） 決算承認 役員の選任 予算承認 事業計画等	18.03.○ 第 88 回学 術総会での 総会	清算報告、清算終了 旧理事会、新法人第一期期理事会の解散